平成２９年（フ）第２４号
北海道夕張郡長沼町あかね２丁目15番３号
債務者　徳永　智恵（旧姓半沢）
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第１１０号
盛岡市本宮１丁目27番17号　コーポ多田１号
債務者　川村　　真
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１１９号
盛岡市津志田15地割29番地４　セジュールフジマツＢ101号
債務者　高木　　歩
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１２１号
盛岡市みたけ５丁目１番18号
債務者　井上　明宏
1　決定年月日時　平成29年５月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４１５号
京都市伏見区石田大受町50番地　市営住宅石田大受団地６－102
債務者　清水　　弘
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４２０号
京都市伏見区小栗栖南後藤町６番地　小栗栖北団地18－505
債務者　伊藤穂乃香
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６０号
京都市西京区大枝北福西町１丁目３番地　32棟811号、前住所京都市下京区西七条北東野町64番地
債務者　澤本　圭代
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第２４号
長崎県諫早市小長井町牧254番地７
債務者　市田　満代
1　決定年月日時　平成29年５月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
沖縄県那覇市字真地215番地１　我如古アパートＢ－101
債務者　平良　政和
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３３８０号
東京都世田谷区世田谷１丁目30－11－403
債務者　本田眞一郎
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４０８号
東京都足立区南花畑４丁目11－６－506
債務者　石津喜久男
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４１１号
東京都板橋区高島平１－59－10、住民票上の住所東京都板橋区常盤台４丁目23－12
債務者　宮川　直也
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４１４号
東京都足立区西新井４丁目２－17
債務者　土岐　征子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４３１号
神奈川県川崎市宮前区野川846－69
債務者　小野　広大
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４５７号
東京都豊島区目白４丁目31－24　第２せいぶ荘
債務者　鷲尾　武一
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第３４５８号
東京都豊島区目白４丁目31－24　第２せいぶ荘
債務者　鷲尾ふさ子
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成29年７月11日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部